

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・歳入(寄附金)の収納の事務委託	税 務 課
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁 政 課
・保安林の指定の解除の予定(3件)	林 政 課
◎ 公 告	
・落札者等	スマート県庁推進課
・令和5年度長崎県調理師試験の実施	国保・健康増進課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・一般競争入札の参加者の資格等(2件)	監 理 課
・落札者等	建 設 企 画 課
・指定確認検査機関の業務区域増加の認可	建 築 課

告 示

長崎県告示第300号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年3月30日
- 2 受託者の所在地及び名称
 - (1) 東京都中央区京橋2丁目2番1号
株式会社さとふる
 - (2) 大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目1番25号
株式会社JTB ふるさと開発事業部
 - (3) 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- 3 委託事務
地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号の規定に該当する「ふるさと長崎応援寄附金」の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年5月31日まで

長崎県告示第301号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第398号)の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 漁政課関係					別表（第2条関係） 漁政課関係						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		
1及び2 略					1及び2 略						
3	漁協機能向上支援事業費補助金	地域の中核的組織としての漁協機能の向上を図るため、経営計画の策定、合併推進及び漁協の人材育成のための取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 経営計画等策定支援事業組合が課題解決を図るため、経営計画等（経営改善計画、合併計画を含む。）を策定する際行う経営診断等に要する経費 (2) 合併啓発等支援事業組合の役員、組合員等を対象として行う合併推進のための啓発活動、研修会の開催、合併検討組織の運営及び合併実務の指導等に要する経費 (3) 役職員等育成支援事業組合の役員、職員を対象として行うデジタル化の推進、収益確保や地域振興に繋がる漁協経営に係る研修に要する経費	(1) 2分の1以内 (2) 2分の1以内 (3) 2分の1以内	(1) 水産業協同組合 (2) 長崎県漁協合併推進委員会 (3) 長崎県漁業協同組合連合会	3	地域を担う漁協機能強化支援事業費補助金	漁協の機能強化を図り強い漁業経営体をつくるため、漁協指導事業の強化、経営不振漁協の財務改善、組織再編等による経営基盤強化の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 漁協指導力強化研修事業漁協役員及び管理職員の組織管理能力の向上並びに組織再編推進のために実施する研修、指導・経済事業の担当者の技術の向上に資する先進事例等に関する現地研修及び指導等の活動に要する経費 (2) 漁協経営指導推進事業経営不振漁協の経営の改善を図るために行う各種事業の調査及び分析、財務改善計画の策定及び進捗管理指導等に要する経費 (3) 漁協財務改善支援事業経営不振漁協が財務改善計画策定のために実施する経営診断の実施に要する経費 (4) 漁協合併計画策定支援事業合併検討組	(1) 2分の1以内 (2) 2分の1以内 (3) 2分の1以内 (4) 2分の1以内	(1) 長崎県漁業協同組合連合会 (2) 長崎県漁業協同組合連合会（JF経営指導長崎県委員会事務局） (3) 漁業協同組合 (4) 漁協合併検討組織

								織が合併計画策定のために実施する経営診断、先進事例の把握に要する研修等の活動に要する経費 (5) 漁協合併重点推進事業 漁協の組合員、役職員等に対して行う漁協合併推進のための啓発活動、研修会の開催、合併検討組織の運営及び合併実務の指導等に要する経費	(5) 2分の1以内	(5) 長崎県漁協合併推進委員会
4及び5 略					4及び5 略					
6	漁業経営セーフティネット活用促進事業費補助金	本県漁業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年水漁第3037号）第4により国が実施する漁業用燃油価格安定対策事業（以下「燃油セーフティネット事業」という。）へ加入するための必要な経費等を支援することにより、リスクに強い漁業経営体の	次に掲げる事業に要する経費 (1) 燃油セーフティネット事業の令和5年度の加入に伴う所属組合員の燃油補填積立金 ただし、20トン以上の動力漁船を1隻以上使用する漁業にかかる積立金は除く。 (2) 略	略	6	漁業経営セーフティネット活用促進事業費補助金	本県漁業者が漁業経営セーフティネット構築事業実施要領（平成22年水漁第3037号）第4により国が実施する漁業用燃油価格安定対策事業（以下「燃油セーフティネット事業」という。）へ加入するための必要な経費等を支援することにより、リスクに強い漁業経営体の	次に掲げる事業に要する経費 (1) 燃油セーフティネット事業の令和4年度の加入に伴う所属組合員の燃油補填積立金 ただし、20トン以上の動力漁船を1隻以上使用する漁業にかかる積立金は除く。 (2) 略	略	

		育成を図る。			
7 略					
8	水産業デジタル力向上支援事業費補助金	デジタルツールを活用できる人材の育成を支援することで、物価高騰等の影響を受けている県内漁業者等の生産性向上や業務効率化を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 人材育成に係る経費 (2) 機器等の導入に要する経費	3分の2以内	知事が適当と認める県内漁業者等

		育成を図る。			
7 略					

漁業振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	長崎県広域種共同放流推進事業費補助金	広域回遊種について、資源の回復及び持続的利用を図る。	クルマエビ種苗放流等事業 クルマエビ種苗の購入、標識装着、種苗の放流、検討方策等の協議等に要する経費	3分の2以内	略
4～6 略					

漁業振興課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	長崎県広域種共同放流推進事業費補助金	広域回遊種について、資源の回復及び持続的利用を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>トラフグ種苗放流等事業</u> トラフグ種苗の購入、標識装着及び種苗の運搬に要する経費 (2) <u>クルマエビ種苗放流等事業</u> クルマエビ種苗の購入、標識装着、種苗の放流、検討方策等の協議等に要する経費	(1) 5分の4以内 (2) 3分の2以内	略
4～6 略					
7	新たな資源管理推進事業費補助金	漁業法(昭和24年法律第267号)の改正による「資源管理計画」から資源管理目標を設	資源管理目標達成のため、資源管理対象魚種の資源増大を目的として放流する種苗の購入、標識装着及び種苗の運搬に要する経費	2分の1以内	漁業協同組合 漁業協同組合等が構成する団体

				定する 「資源管理協定」への移行を推進し、水産資源の適切な管理及び利用を図る。			
水産経営課関係				水産経営課関係			
1及び2 略				1及び2 略			
3	漁業と漁村を支える人づくり事業費補助金	漁業と漁村を支える人材づくりのため、漁業就業者の確保・育成及び新規就業者の定着支援、漁村づくりの推進を図る。	次に掲げる事業に要する経費	(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 新規漁業就業者定着支援事業 ア 移住してきた新規漁業就業者の漁具等に要する経費 イ 移住してきた新規漁業就業者が受講する漁業技術研修に要する経費 ウ 技術向上若しくは漁業種類の転換又は多角化による経費	(1) 2分の1以内 (2) 2分の1以内 (3) 2分の1以内 (4) ア 6分の1以内 イ 2分の1以内 ウ 2分の1以内	(1) 市町 (2) 市町 長崎県漁業協同組合連合会 長崎県旋網漁業協同組合 一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会 (3) 市町 (4) 市町	
3	ひとが創る持続可能な漁村推進事業費補助金	ひとが創る持続可能な漁村推進事業費補助金	次に掲げる事業に要する経費	(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 漁業定着支援研修事業 漁業経営を開始した者の技術向上若しくは漁業種類の転換又は多角化による経営安定のための研修の実施に要する経費	(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 2分の1以内	(1) 市町 (2) 市町 長崎県漁業協同組合連合会 長崎県旋網漁業協同組合 一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会 (3) 市町 (4) 市町	

			<p>営安定のための研修の実施に要する経費</p> <p>(5) 漁村づくり先進地視察研修事業</p> <p>漁村づくりの推進を図るために行う視察研修に要する経費</p>	(5) 2分の1以内	(5) 市町漁業協同組合その他知事が適当と認める団体
4	<p>定置網漁業育成強化事業費補助金</p>	<p>定置網経営体が行う大型台風や急潮等の気象変化に対応した漁具の改良、漁ろう機器の向上等に対する支援を通して、関係機関と連携しながらモデル実証・経営モデルを確立することで漁具の改良、漁ろう機器の向上等を推進し、定置網経営体の経営改善を図る。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 気象対応型漁具改良等支援事業</p> <p>台風・急潮等の気象変化に耐えうる改良漁具導入及び台風襲来前後などの迅速な網揚げや再設置等に必要となる漁ろう機器等の導入等に要する経費</p> <p>(2) 気象対応型漁ろう機器機能向上支援事業</p> <p>台風襲来前後等の迅速な網揚げや再設置等に必要となる漁ろう機器等の導入等に要する経費</p>	(1) 2分の1以内	(1) 定置網漁業経営体
4 略					
5	<p>新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金</p>	<p>漁村地域の活性化のため、将来、地域を中心とする若い漁業者等が行う経営力強化の取組及</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 経営計画支援対策事業</p> <p>経営計画に基づき、経営力強化を目指す漁業者、法人及びグループが行う取組に要する経費</p>	略	略
5 略					
6	<p>持続可能な新水産業創造事業費補助金</p>	<p>持続可能な水産業の実現のために漁協等が行う計画的な施設整備を支援するとともに、収益性の高</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 経営計画支援対策事業</p> <p>経営計画に基づき、所得向上を目指す漁業者、法人及びグループが行う取組に要する経費に</p>	略	略

<p><u>び、漁協等が行う計画的な施設整備を支援する。</u></p>	<p>に対して市町が補助を行う場合において、市町が当該補助の対象とする経費</p> <p>(2) <u>漁業基盤強化支援対策事業</u> 補助対象者が行う<u>海業推進や省力化・省人化、カーボンニュートラル等の取組</u>に要する経費又は市町以外の者が当該取組を行うために要する経費に対して市町が補助を行う場合において、市町が当該補助の対象とする経費</p> <p>(3) <u>漁場生産力維持回復緊急対策事業</u> 補助対象者が行う<u>赤潮、災害等による漁場生産力の低下防止及び維持回復を図る緊急性が高い取組</u>に要する経費又は市町以外の者が当該取組を行うために要する経費に対して市町が補助を行う場合において、市町が当該補助の対象とする経費</p>	<p><u>いスマー</u> <u>トな漁業</u> <u>経営体の</u> <u>育成を支</u> <u>援する。</u></p>	<p>つき、市町が補助を行う場合において市町が当該補助の対象とする経費</p> <p>(2) <u>地域施策展開支援対策事業</u> 補助対象者が行う<u>浜の活力再生プラン及び地域別施策展開計画に基づく持続可能な水産業の実現を目指す地域一体となった取組</u>に要する経費又は市町以外の者が当該取組を行うために要する経費につき、市町が補助を行う場合において市町が当該補助の対象とする経費</p> <p>(3) <u>漁場生産力維持回復緊急対策事業</u> 補助事業者が行う<u>赤潮、災害等による漁場生産力の低下防止及び維持回復を図る緊急性が高い取組</u>に要する経費又は市町以外の者が当該取組を行うために要する経費につつき、市町が補助を行う場合において市町が当該補助の対象とする経費</p>
<p>6～12 略</p>		<p>7～13 略</p>	
<p>14 <u>漁業経</u></p>	<p><u>漁業者が</u></p>	<p><u>漁業の経営継続</u></p>	<p>8分の(1) 国の</p>

	<p>営継続 支援事 業費補 助金</p>	<p>新型コロ ナウイル ルス感染 症の影響 を克服 し、経営 の継続を 図るため に行う取 組を支援 する。</p>	<p>に向けた取組に 要する経費</p>	<p>1以内</p>	<p>経営継 続補助 金にお ける交 付事業 に採択 された 漁業者 (2) 国の 経営継 続補助 事業に おいて 支援機 関とし て委託 を受け た漁業 協同組 合等</p>
15	<p>出漁負 担軽減 対策事 業費補 助金</p>	<p>漁業者の 船底清掃 に要する 費用を支 援し、燃 油使用料 の削減を 図る。</p>	<p>次に掲げる事業 に要する経費 (1) 所属組合員 が実施する船 底清掃に要す る費用 (2) 当該事業に 係る事務経費</p>	<p>(1) 各 所属 組合 員の 船底 清掃 に要 する 費用 を合 計し た額 と し、 組合 員1 者当 たり の上 限額 を 30,000 円 とす る。 (2) 船 底清 掃を 実施 する 所属 組合</p>	<p>漁業協同 組合</p>

水産加工流通課関係					水産加工流通課関係						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		
1	長崎のさかな魅力発信事業費補助金	魚食普及等の取組や水産物の販売促進、PR等の取組を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) おいしい魚PR・食育・地産地消推進事業 県産水産物(加工品を含む。)のPRと魚食による食育や地産地消を推進する水産イベントの開催に要する経費 (3) 「水産県ながさき魅力発信」展示・商談会支援事業 大消費地等で開催される商談会、展示会(リモート開催含む。)の出展、参加等に要する経費	(1) 略 (2) 2分の1以内。 ただし、補助金交付対象者が市町の場合は、市町が県費以外に補助する額と同額以内とする。 (3) 2分の1以内	(1) 略 (2) 市町、一般社団法人長崎魚市場協会及び水産業協同組合(昭和23年法律第242号)に定める水産業協同組合(漁業協同組合)	1	長崎海の恵み消費拡大事業費補助金	長崎県産水産物の消費拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) おいしい魚PR・食育推進事業 県産魚のPR及び魚食による食育を推進する水産イベントの開催に要する経費	(1) 略 (2) 2分の1以内。 ただし、補助金交付対象者が市町の場合は、市町が県費以外に補助する額と同額以内とする。	(1) 略 (2) 市町一般社団法人長崎魚市場協会

員1
者当
たり
1,000
円

					産加工 業 協 同 組 合)、 中 小 企 業 等 協 同 組 合 法 (昭 和 24 年 法 律 第 181 号) に 基 づ く 法 人、 水 産 加 工 業 者 (長崎 俵物認 定商品 の保有 業 者 に 限 る。) 及 び漁業 協同組 合、漁 業 者、 水 産 加 工 業 者 等 が 組 織 する 団 体 (構 成 員 3 者 以 上 で 代 表 者 の 定 め が あ り、か つ、組 織 及 び 運 営 に つ い て の 規 約 の 定 め が あ る も の に 限 る。)						
			(4)及び(5) 略	(4)及び(5) 略	(4)及び(5) 略			(3)及び(4) 略	(3)及び(4) 略	(3)及び(4) 略	
2	県産水産物国内販売強化事	水産加工品の商品力向上及び新たな	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>生産性等向</u>	2分の1以内	(1)及び(2)水産業	2	県産水産物国内販売強化事	水産加工品の商品力向上及び新たな	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>大消費地商</u>	2分の1以内	(1)、(2)及び(3)

業費補助金	<p>需要を取込むことで県産水産物の販路拡大を図るとともに、デジタル技術の活用による安定的な生産体制等の確保を推進する。</p>	<p><u>上のためのデジタル技術活用推進事業</u> <u>デジタル技術を活用した商品の開発、改良、生産、販売、管理等による効率化に必要な設備・システム等の導入に要する経費（設備・システム等の導入に伴う施設改修を含む。）</u></p>	<p>協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める水産業協同組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人、<u>水産加工業者（長崎俵物認定商品の保有者に限る。）</u>及び漁業協同組合、漁業者、水産加工業者等が組織する団体（構成員3者以上で代表者の定</p>	業費補助金	<p>需要を取込むことで県産水産物の販路拡大を図る。</p>	<p><u>談会等出展支援事業</u> <u>大消費地等で開催される商談会及び展示会（リモート開催を含む。）の出展、参加等に要する経費</u> <u>(3) 消費者ニーズ対応商品開発・改良支援機器等整備事業</u> <u>消費者ニーズを捉えた県産水産物の商品開発・改良及び流通に必要な機器等の整備に要する経費</u></p>	<p>水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定める漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、業種別漁業協同組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人及び漁業協同組合、漁業者、水産加工業者等が組織する団体（構成員3者以上で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定め</p>
-------	--	--	---	-------	--------------------------------	---	---

				めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)				があるものに限る。 (以下「協業化グループ」という。)) 及び水産加工業者 (長崎俵物認定商品の保有業者に限る。 (以下「長崎俵物認定業者」という。))
		(3) 略		(3) 水産業協同組合法に定める水産業協同組合(漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合)及び中小企業等協同組合法に基づく法人		(4) 略		(4) 水産業協同組合法に定める漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、業種別漁業協同組合、中小企業等協同組合法に基づく法人

長崎県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
長崎市平戸小屋町273、287
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

長崎県告示第303号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
対馬市厳原町安神字陰上原241の62から241の66まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

長崎県告示第304号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
対馬市厳原町安神字陰上原241の67から241の70まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等の名称及び数量
Microsoft365管理システムライセンス（48か月） 6000本
 - 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部スマート県庁推進課（電子県庁推進班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2235
 - 3 契約方法
一般競争入札
 - 4 落札決定日
令和5年2月7日
 - 5 落札者
長崎県長崎市田中町585番地5
-

扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱口 晴樹

- 6 落札価格
13,296,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和4年12月27日
- 8 落札方式
最低価格

令和5年度長崎県調理師試験の実施（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により調理師試験を次のとおり実施する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験期日 令和5年10月28日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験地 長崎市及び佐世保市
- 3 試験科目 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論
- 4 出題数及び出題形式 全60問、マークシートによる四肢択一方式
- 5 受験資格 次の二つの要件を具備すること。
 - (1) 学歴 次の各号の一に該当するものであること。
 - ア 中学校を卒業した者
 - イ 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者
 - ウ 旧中学校令による中等学校の2年の課程を修了した者
 - エ 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
 - オ 旧盲学校及び聾唖学校令によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
 - カ 旧高等学校令による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
 - キ 旧青年学校令による青年学校の普通科の課程を修了した者
 - ク 内地以外の地域における学校の修了者であってイ、ウ又はカと同等の取扱いを受ける者
 - ケ 旧国民学校令による国民学校の初等科を終了した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校若しくは聾学校若しくは養護学校の小学部を終了した者であって調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において5年以上調理の業務に従事したもの
 - コ その他学校教育法第57条又は調理師法附則第3項に該当する者
 - (2) 調理業務従事の経験
調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において調理業務従事証明書の証明日までに2年以上調理の業務に従事した者（(1)のケに該当する者はあわせて7年以上の調理の業務の経験が必要となるので留意すること。）
※正規職員以外（パート・アルバイト）の場合は、週4日以上かつ1日6時間以上又は、週5日以上かつ1日5時間以上の勤務（実働）を原則とする。
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験申請書 1部
 - イ 受験票・写真台帳 1部
（上半身、無帽、正面向きで6か月以内に撮影したもので、大きさ縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に受験都県、氏名及び生年月日を記入したものを所定の台紙に貼付すること。）
 - ウ 受験手数料の領収証書 1部
（振込取扱票にて受験手数料を支払い、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付すること。）
 - エ 受験票送付用封筒（84円分の切手を貼付すること。） 1部
 - オ 卒業証明書 1部（最終学歴のものでなくても可）
 - カ 調理業務従事証明書 1部
（調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものであることを証する書類（5(1)ケに該当する者は別に5年間）の調理業務従事証明書を添付すること。）

キ 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）

ク 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等 1部

（卒業証明書、調理業務従事証明書及び過去の調理師試験の受験票（原本）の氏名と現氏名が異なる場合のみ必要で、受験願書の提出日前6か月以内に交付されたもの）

* なお、長崎県が実施した令和元年度以降の調理師試験の受験票（原本）を提出する場合に限りオ、カ又はキの書類を省略することができる。

(2) 受験手数料 6,400円（所定の払込取扱票を使用して、受験申請受付期間内に金融機関で支払うこと。）

(3) 受験願書の受付期間及び提出先

令和5年5月8日（月）から同年6月2日（金）までの間に、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当（住所：〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階 電話番号：03-3667-1815）に「簡易書留」で郵送提出すること。

(4) 受験票の交付 受験票は公益社団法人調理技術技能センターから受験者へ直接送付する。

7 合格者の発表

(1) 合格者は令和5年12月15日（金）午前10時に公益社団法人調理技術技能センターのホームページに掲載する。また、長崎県庁玄関及び各保健所に掲示する。

(2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により通知を行う。

8 その他

(1) 試験について不明の点があるときは、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当に問い合わせること。

(2) 受験申請書は、最寄りの保健所、長崎県福祉保健部国保・健康増進課又は公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当で配布する。

郵便で受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない）の表に「長崎県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を記入し140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。

郵便による受験申請書の請求は、令和5年5月8日（月）から同月19日（金）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐世保藤原町複合商業施設

長崎県佐世保市藤原町352番6 外

2 届出の概要

大規模小売店舗における代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和5年度において長崎県が発注する工事に関する調査、設計及び測量業務について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法を次のとおり定める。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
工事に関する調査、設計及び測量業務
- 2 一般競争入札に参加することができない者
次に掲げる者のいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しない者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
 - (4) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者（加入義務のない者は除く。）
- 3 申請の時期
随時
- 4 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
 - イ 営業に関し、法律上必要な登録の証明書
 - ウ 技術者経歴書
 - エ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明データシート（その3／未納税額のない証明用）を添付すること。）
電子納税証明書送付先アドレス s08010@pref.nagasaki.lg.jp
 - オ 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する書類
 - カ 2(4)に該当しないことを証する書面
 - (2) 申請方法
次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru>
 - (3) 申請書類の提出場所及び提出方法
申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。
長崎市尾上町3-1
長崎県土木部監理課建設業指導班
（電話）095-894-3015
 - (4) 申請書類の作成に用いる言語等
申請書類は、日本語で作成すること。
申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 5 一般競争入札参加資格の認定
 - 2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。
 - 2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、一般競争入札参加資格を認定する。なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 有効期間

一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和5年度において長崎県が発注する建設工事について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法を次のとおり定める。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業種の区分

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第2項に定める建設工事の種類による。

2 一般競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(4) 令和3年7月1日以後を審査基準日とする法第27条の29の規定による総合評定値通知書を受け取っていない者

(5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者

(6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者

3 申請の時期

随時

4 申請の方法

(1) 申請書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

イ 工事経歴書

ウ 営業所一覧表

エ 総合評定値通知書の写し（令和3年7月1日以後を審査基準日とするもので、一般競争入札参加資格審査申請の直前のもの）

オ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明データシート（その3／未納税額のない証明用）を添付すること。）

電子納税証明書送付先アドレス s080102@pref.nagasaki.lg.jp

カ 委任状（建設業の許可を受けた営業所に権限を委任する場合）

キ 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

(2) 申請方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#kengai>

- (3) 申請書類の提出場所及び提出方法
申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。
長崎市尾上町3-1
長崎県土木部監理課建設業指導班
(電話) 095-894-3015
- (4) 申請書類の作成に用いる言語等
申請書類は、日本語で作成すること。
申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 5 一般競争入札参加資格の認定
2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。
2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、1の建設工事の種類ごとに一般競争入札参加資格を認定する。
なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 有効期間
一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和6年3月31日までとする。
 - (2) 更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。
- 7 一般競争入札参加資格の取消し
申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。
- 8 その他
工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等(昭和53年長崎県告示第975号)の規定による工事の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

落札者等(公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の業務の名称
令和4年度 長崎県公共事業技術情報システム構築・改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県土木部建設企画課(技術情報班)
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-894-3023
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和5年3月24日
- 5 落札者
長崎市栄町5番11号
株式会社 NDKCOM 代表取締役 榎 一弘
- 6 落札価格
52,580,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)
- 7 入札公告日
令和5年2月7日
- 8 落札方式

最低価格

指定確認検査機関の業務区域増加の認可（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定による指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

令和5年4月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 認可日
令和5年3月27日
- 2 指定確認検査機関の名称及び住所
一般財団法人 長崎県住宅・建築総合センター
長崎市元船町17番1号
- 3 増加した業務区域
大村市の区域

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト